特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

長崎県知事認証の特定非営利活動法人について、特定非営利活動 促進法(平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。)の規定により、 以下の法人の設立の認証を取り消しました。

法人名

特定非営利活動法人 新上五島蒼潮会・五島ネットワーク

主たる事務所の所在地 南松浦郡新上五島町浦桑郷 1382 番地

代表者 坂田 有史

認証年月日 平成 16 年 10 月 6 日

取消年月日 平成 26 年 1 月 18 日

取消し理由

特定非営利活動法人においては、法第29条及び長崎県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年長崎県条例第27号)第5条の規定により、事業報告書等の書類を毎事業年度初めの3月以内に提出しなければならないとされている。

しかし、特定非営利活動法人 新上五島蒼潮会・五島ネットワークは平成20年度の事業報告書等の提出(平成22年2月18日受付)を最後に、それ以降提出しておらず、法第43条第1項の規定する取消要件(3年以上にわたって法第29条の規定による事業報告書等の提出が行われていないとき)に該当する。

根拠法令

特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項